新 IΒ 愛媛県港湾管理条例 愛媛県港湾管理条例 昭和28年10月20日 条例第47号

(この条例の目的)

使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全並びに使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全 保安及び機能の確保を図ることを目的とする。

(行為の禁止)

- 第4条 何人も、港湾施設において、次の各号の一に該当する行為第4条 何人も、港湾施設において、次の各号の一に該当する行為 をしてはならない。
- (1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。
- (2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発す るもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をするこ と。
- (3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行 為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下す る行為をすること。
- 2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能 力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の 利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指 定し若しくは変更を命ずることができる。

(制限区域)

第4条の2 何人も、制限区域(国際航海船舶及び国際港湾施設の保 安の確保等に関する法律(平成 16 年法律第 31 号)第 37 条(同法 第 41 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、 県が管理する国際水域施設(同法第2条第4項に規定する国際水域 (この条例の目的)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定により 第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定により 県が管理する港湾について、その管理及び利用の方法並びに施設の、県が管理する港湾について、その管理及び利用の方法並びに施設の 及び機能の確保を図ることを目的とする。

昭和28年10月20日

条例第47号

(行為の禁止)

- をしてはならない。
- (1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。
- (2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発す るもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をするこ と。
- (3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行 為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下す る行為をすること。
- 力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の 利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指 定し若しくは変更を命ずることができる。

新	旧
施設をいう。)において立入りを制限する必要があると認めて知事	
が設定した区域をいう。以下同じ。) 内に、正当な理由なく立ち入	
<u>つてはならない。</u>	
2 知事は、制限区域を設定するときは、その旨及びその区域を告示	
<u>しなければならない。</u>	
3 制限区域の設定は、前項の規定による告示によつてその効力を生	
<u>ずる。</u>	
4 前2項の規定は、制限区域の解除及び変更について準用する。	
<u>(入出港の届出)</u>	
第4条の3 船舶(総トン数20トン未満の日本船舶その他の規則で定	
める船舶を除く。) が、県が管理する港湾に入港したとき、又は当	
該港湾から出港しようとするときは、当該船舶の船長は、規則で定	
<u>めるところにより、知事に届け出なければならない。</u>	
(市町村が処理する事務)	(市町村が処理する事務)
第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の 2 第 1 項	
の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に	
基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町村が処理	
することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山 洪久山地区北京町大規スの仏規則で完める洪流体がによるよった	
港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを	港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを
除く。	除く。
(1)~(3) 省略 (3)の2 第4条の3の規定に基づく入出港の届出の受理に関する	(1) ~ (3) 省略
(3)の 2 第 4 条の 3 の規定に基づく入出港の届出の受理に関する 事務	
310 (4) ~ (8) 省略	(4)~(8) 省略
\T/ \V/ H #A	\T/ \V/ \\\